

2007.4.11



熱海市伊豆山字赤井谷の埋土（盛土）計画地を調査したので報告します。

日 時 平成 19 年 4 月 11 日 (水) 13:30~

調査者 まちづくり課 [REDACTED] 環境課 [REDACTED] 建築住宅課 [REDACTED]

<調査の経緯>

水道温泉課 [REDACTED] より連絡 七尾本宮線終点付近で産廃のようなものを積んだダンプを発見した。盛土を行っているため風致及び宅造違反の可能性があるので現地調査を依頼された。

<現地調査>

現地の様子は木が伐採され [REDACTED] 調査地（仮称D E 工区）から搬出されたと思われる土砂（ローム）と黒褐色の土砂が盛溢もうこぼされていた。数分後土砂を積んだダンプ及びブルドーザーを確認した。また、上部には堰堤築造用の石等が散乱していた。

(写真参照)

同日 15:30 頃 [REDACTED] 氏、[REDACTED] 氏が別件（風致申請の修正）で来庁したので事情を聞いた。

<主な内容>

当方

赤井谷で残土処分をしているようだが土の搬出元はどこですか？

先方

1日 10 台以下の条件で受け入れている。[REDACTED] の知り合いの業者である。
搬出場所は分からぬ。

当方

現地を確認していますか？

先方

最近現場には行っていないのでどのような土砂かは知らない。

当方

黒褐色の土砂です。確認して報告してください。

先方

報告します。

当方

なぜ盛土（捨土）をしているのか？

先方

あの場所はすでに [REDACTED] に売ってしまっている。

当方

建築目的ですよね？

先方

認定市道に接道しているので 5 区画で販売計画がある。開発除外区域もある。

当方

盛溢した状態で宅造の許可はできない。土留めをして段切り及び十分な転圧が必要です。

先方

将来埋設堰堤が築造され大規模盛土が完成すれば土留め壁等は不要である。

当方

将来？5 区画分譲は先の話ですか？余計な話ですが、現状でも建築は可能です。宅盤が傾斜地であっても接道条件は満たします。

先方

盛土完成後段差をなくす予定である。

当方

堰堤及び盛土と当該地の計画高を教えてください。

先方

現段階では明確には答えられないが、堰堤を 2 箇所築造その後本格的な盛土を計画している。堰堤ができるまでの仮置きである。完成したらあの場所からも土砂の搬入を考えている。

当方

あくまでも仮置きですね。

先方

仮置きです。

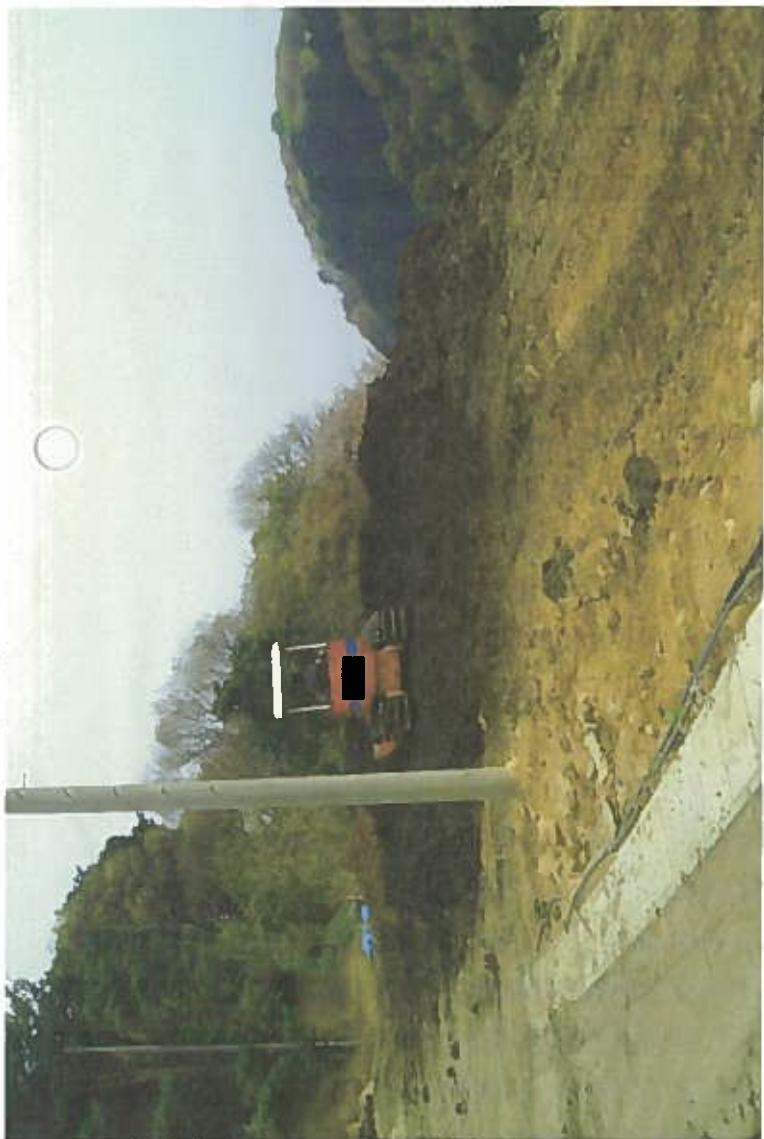
平成 19 年 4 月 11 日現在の申請及び届出の状況

風致地区条例 堰堤 2 箇所 決裁中

土採取条例 堰堤 1 箇所受理 1 箇所審査中

今後の指導予定

1. 盛溢した土砂のうち仮称 D E 工区以外からの土砂は搬出元を聴取する。
2. 盛溢した土砂は仮置きなので、堰堤後方の盛土材に利用するため現状から移動を指導する。
3. 今後堰堤及び高盛土を含んだ大規模開発（面積不確定）が予想されているため、堰堤及び高盛土の施工写真（段切り、伐根及び転圧状況等）の保管を指導する。開発申請時に添付を求める。また、高盛土地は公園として整備移管を指導する予定である。
4. 流末（逢初川）の流下能力等の検討を指示（河川管理者熱海土木事務所と都市計画法第 32 条協議）【既に指導済ではあるが再度指導】
5. 施工者の [REDACTED] の [REDACTED] 氏に施工管理（施工写真、品質管理等）を指導する。



(-)



(2)



5



3



4